



項目	内容
最高管理責任者（信州大学長）	研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う者
統括管理責任者（研究担当理事）	最高管理責任者を補佐し，研究活動における不正行為の防止について大学全体を統括する責任と権限を有する者
研究倫理教育責任者（学部長，機構長，センター長等）	統括管理責任者の指示の下，部局の研究者等に対する研究倫理教育を実施し，その受講状況及び理解度を把握し，未受講の研究者等及び理解度が低い研究者等に対し必要な指導を行うことについて責任と権限を有する者
研究倫理教育副責任者（事務(部)長、内部部局の部課長等）	研究倫理教育責任者の業務を補佐する者 ※規程別表に定める左記の者のほか、必要に応じて部署の長又はリーダーをもって措置
研究者等	本学に雇用されている者及び本学に雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者
不正行為防止計画推進室	研究活動における不正行為の防止について全学的観点から推進する部署